

所得税の 確定申告と納税は 3月17日までです

正しい確定申告をお早めに

所得税は、あなた自身が所得と税金を計算して納税する申告納税制度をとっています。所得金額や税額を正しく計算し、申告も納税も期限内にお済ませください。

なお、税務署では「自書申告」を推進しておりますので、できるだけご自分で申告書を作成し、郵送で提出していただくようお願いいたします。



所得税の確定申告をしなければならない方

- ①事業所得や不動産所得などがある方で、昨年中の所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の額を超える方
- ②サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の各種所得が20万円を超える方など

医療費控除を受ける方へ

医療費控除の対象とされる医療費とは、その年中に支払った次のようなものが該当します。

- ①診察・治療・出産のための診察費用、入院費用
- ②治療又は療養に必要な薬代（一般の薬局で購入したのもOK）
- ③通院や入院のための交通費

なお、これらの支払額のうち、保険金等で補てんされる部分の金額を差し引いたものを医療費の「負担額」として計算します。

あらかじめ、診察・治療・出産などにかかった費用（領収書）を病院ごとにまとめ、計算しておいてください。そうすれば、申告が早く済みます。

※申告の書き方などで、お分かりにならないことがありましたら、税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

○問い合わせ先：白 杵 税 務 署 ☎63-8522